

◇ 建物共済重要事項説明書 ◇

(契約概要・注意喚起情報・その他注意事項)

この書面は、NOSAIが実施する建物火災共済・総合共済の契約概要や、お申し込みの際にご注意いただきたい説明情報および契約で得られた個人情報の取扱いなど、ご契約に関する重要事項について記載したものです。内容を十分にご確認のうえ、お申し込みくださるようお願いいたします。

本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、建物共済約款をご参照ください。不明な点は農業共済組合にお問い合わせください。

～ 契約概要のご説明 ～

1. 仕組み及び引受条件等

[1] 引受条件等

組合の区域内に住所を有し、建物を所有して『農業に従事する方』がご加入できます。

[2] 仕組み及び名称

(1) 仕組み

建物火災共済及び建物総合共済は、火災をはじめとする様々な偶発の事故により、『建物及びその建物に収容する家具類・農機具』（以下、「建物等」といいます。）などが損害を受けたとき、共済金をお支払いします。

(2) 共済の名称（種類）

NOSAIが実施する建物共済は次の2種類の共済があります。

・ 建物火災共済 ・ 建物総合共済

[3] 補償の対象（共済目的）

建物共済の補償の対象は、建物及びその建物に附属又は収容する次の物です。

- (1) 建物の基礎及び畳、建具その他の従物、電気・ガス・水道・空調設備などの附属設備（補償の対象としない旨の申し出がなければ、補償の対象となります。）
- (2) 建物に附属する門・垣・塀その他の工作物
- (3) 建物に収容されている家具類及び農機具（以下「家具類等」といいます。）
- (4) 次の①から⑨に掲げるものは補償の対象となりますので、ご注意ください。
 - ① 道路運送車両法に規定する自動車（農機具を除きます。）
 - ② 通貨、有価証券、預貯金証書（通帳及び現金自動預け払い・支払い機用カードを含みます。）、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物
 - ③ 貴金属、宝玉及び宝石並びに書画、骨とう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物
 - ④ 稿本、設計書、図案、ひな型、い型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - ⑤ 動物及び植物等の生物
 - ⑥ 営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物（農機具は除きます。）
 - ⑦ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに類するもの

⑧ 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）及び航空機

⑨ 建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

[4] 共済金（損害共済金及び費用共済金）をお支払いする場合

損害共済金のお支払い対象となる共済事故は、次のとおりです。

(1) 建物火災共済の場合

火災、落雷、破裂・爆発、建物の外部からの物体の落下・飛来衝突又は倒壊（自然災害の事故による損害は除きます。）、建物内での車両又はその積載物の衝突又は接触（自然災害の事故による損害は除く）、給排水設備の事故及び加入者以外の占有する戸室で生じた事故による水ぬれ（自然災害の事故による損害は除きます。）、建物の専用水道管の凍結により生じた破損（ただし給排水設備に発生した事故に伴う水ぬれ損害を除く）、盗難により生じたき損・汚損、騒乱・集団行動による暴力・破壊行為（以下これらを総称して「火災等事故」といいます。）

(2) 建物総合共済の場合

ア 上記①の建物火災共済の場合で掲げる火災等事故
イ 台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、長雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他（以下これらを総称して「自然災害」といいます。）

ウ 地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下これらを総称して「地震等事故」といいます。）

[5] 加入申し込みと契約の成立

建物共済の契約は、ご契約される方（以下「加入者」といいます。）が建物共済加入申込書兼農業従事状況確認票（以下「加入申込書」といいます。）に必要な事項をご記入・押印または署名して組合にお申し込みいただき、組合がその申し込みを承諾したときに成立し、加入者は組合が示した期日までに掛金を納入してください。

[6] 共済金のお支払い額

ご加入いただいた建物等が、共済事故によって損害を受けたときに損害共済金及び費用共済金をお支払いします。なお、共済金の算出方法、支払い限度額の詳細については建物共済約款に定められています。

【損害共済金】

損害共済金のお支払い額の算定方法は、火災等事

故、地震等事故を除く自然災害、地震等事故ごとに異なり、建物共済約款で定められた方法でお支払い額を算定しますのでご確認ください。

なお、共済金額が共済目的の再建築する価額（再取得価額）に満たない場合、損害額の一部しか補償が受けられませんので、十分な補償が受けられるよう再取得価額いっぱいにご加入ください。また、建物総合共済における地震等のお支払いでは、ご加入いただいた共済金額は共済金額×50%として計算されますのでご注意ください。

【費用共済金】

損害共済金のお支払いの際には、次の「費用共済金」を加算してお支払いします。詳しくは建物共済約款でご確認ください。

＜費用共済金の種類と内容＞

ア 残存物取片付け費用共済金

損害を受けた共済目的の残存物の取り壊し・片付け費用の実費（損害共済金×10%が限度）をお支払いします。（地震等による事故を除く）

イ 地震火災費用共済金

建物火災共済において地震等事故による火災により一定以上の損害が発生した場合、共済金額×5%をお支払いします。

なお、建物総合共済においては、地震等事故について損害共済金をお支払いするため、地震火災費用共済金のお支払いはありません。

ウ 特別費用共済金

前記〔4〕の事故（地震等による事故を除く）において、損害割合（共済価額に対する損害額の割合）が80%以上の場合、仮住まい費用などに対して共済金額×10%（200万円が限度）をお支払いします。

エ 損害防止費用共済金

消火活動のために使用した消火薬剤等の再取得費用を約款に基づく算定方法により、お支払いします。

オ 失火見舞費用共済金

延焼等により近隣の他世帯に被害がおよんだ場合、被災世帯×50万円（共済金額の20%が限度）をお支払いします。

カ 水道管凍結修理費用共済金

水濡れ損害が発生していない水道管凍結修理費用の実費（1共済事故につき10万円限度）をお支払いします。

【7】 共済金をお支払いしない場合

(1) 次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。

ア 共済掛金等をお支払いいただく前に発生した損害

イ 加入者（加入者でない方で共済金を受取る方も含めます。）又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害

ウ 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害

エ 事故の際の紛失又は盗難

オ 共済目的の性質又は欠陥によって発生した損害

カ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害

キ 地震等によって生じた損害（建物総合共済における地震等の事故及び建物火災共済地震火災費用共済金をお支払いする場合は除きます。）

ク 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって発生した損害

(2) 建物共済約款に記載されている次の場合には、共済金をお支払いできない場合があります。

ア 「損害発生の場合の手続き」の通知を怠り故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり、損害調査を妨害した場合

イ 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合

ウ 「告知義務」、「通知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合

エ 共済金の請求を3年間怠った場合

【8】 付帯できる特約およびその概要

建物火災共済及び建物総合共済に付帯できる特約及び概要は次のとおりです。なお、詳しくは建物共済約款の特約条項でご確認ください。

ご留意事項	特約の概要	ご留意事項
新価特約	損害共済金算定の基となる共済価額及び損害額を再建築又は再取得するために要する再取得価額で評価します。	建物の築年数によっては付帯できない場合があります。
小損害実損填補特約	損害の額が30万円又は50万円のうちから加入者があらかじめ選択した額以下の小損害の事故の場合に、損害の額を共済金としてお支払いします。なおこの特約は、建物火災共済又は建物総合共済の共済金額が1,000万円以上の契約になります。 ※建物総合共済における地震等の事故においてはお支払い対象外となります。	責任期間中に共済金額を減額したときにより、1,000万円を下回った場合はこの特約は解除されます。
臨時費用担保特約	事故の際の臨時の出費のために、「損害共済金×加入の際に選択された給付割合」をお支払します（250万円が限度。）また、火災等事故により加入者や同居人などの方が、死亡又は後遺障害を被った場合、1名ごとに「共済金額×30%（200万円が限度）」をお支払いします。 ※建物総合共済における地震等の事故においては支払い対象外となります。	共済掛金等は臨時費用共済金が相当する分が割増となります。 ※給付割合は、10、20、30%から加入者が選択できます。
自動継続特約	毎年更新手続きの必要がなく、責任期間を最大10年間自動継続いたします。	共済掛金は毎年お支払いいただきます。

2. 共済責任期間

(1) 建物共済の共済責任期間は、1年です。なお、ご都合により共済責任期間の始期を統一するために限り、1月単位に、1年末満の共済責任期間（1ヶ月単位）でご契約いただけます。

- (2) ご契約の共済責任期間は、共済掛金等を払い込まれた日（加入申込書に、これと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日）の午後4時に始まり、終了する日の午後4時に終わります。
- (3) 共済掛金等は、加入申込書提出後にお送りする「引受承諾書兼共済掛金等納入通知書」に記載されている納入期日までにお支払いください。なお、共済責任期間は後日お送りする建物共済証券でご確認ください。
- (4) 加入申込書に記載された共済責任開始日を過ぎて共済掛金等を払い込まれた場合の共済責任期間は、払い込まれた日の午後4時から始まります。なお、共済掛金等を払い込まれるまでに発生した事故による損害または費用に対しては、共済金のお支払いはできません。

3. 契約条件（共済金額等）

[1] 契約の単位

- (1) 建物1棟ごとの契約となります。（家具類等も含めた場合も、あわせて1棟となります。）
- (2) 家具類等は契約建物に収容されている物に限ります。なお、家具類等の単独の契約はできません。
- (3) 家具類等は、加入申込書において除外されている物を除き、「一式の契約」となります。

[2] 共済金額の設定

共済金額は、[3]の条件の範囲でご契約ください。なお、用途等により制限が設けられています。

- (1) 共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済目的の価額（時価額または新価特約を付帯した場合は再取得価額）いっぱいにご設定してください。
- (2) 共済金額が共済価額に対して過小の場合には、損害額の一部しか補償されない場合があります。また、共済目的の共済価額を超えて過大にご契約されても、共済掛金等が無駄になることがあります。

[3] 共済金額の設定条件

- (1) 「建物火災共済」の共済金額の最高限度額は1棟6,000万円です。
- (2) 「建物総合共済」の共済金額の最高限度額は1棟4,000万円です。
- (3) 共済金額の設定は、1棟ごとに5万円以上で1万円単位となります。

4. 共済掛金等

共済掛金等は、共済金額、建物の用途・構造、付帯する特約などにより決まります。詳しくはNOSAIまでお問い合わせください。

5. 共済掛金等の払込方法

共済掛金等の払込方法は、「口座振替」、「指定口座へ振込」、「窓口で現金納付」「コンビニエンスストア等での納付」などがあります。加入申し込みの際に申し出ていただきますが、便利で安全な「口座振替」の申し込みをお願いいたしております。

組合員の皆様に、より安全で適正な掛金納入を行うため、令和9年10月より、現金訪問集金を完全廃止いた

します。ご理解とご協力をお願いいたします。

～ 注意喚起のご説明 ～

1. 告知義務・通知義務等

[1] ご契約時の注意事項（告知義務—加入申込書の記載上の注意事項）

ご契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項としてNOSAIが告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく

義務（告知義務）があります。

（注）加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている事項が「告知事項」です。

この項目が、事実と異なる内容を記載した場合、又は事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- (1) 農業従事状況の確認
- (2) 申込年月日の記入
- (3) 押印または署名
- (4) 建物の情報：用途、構造、延面積、填補範囲、有業期間、設備（動力・電力等）、所在地
- (5) 他の保険・共済契約等のに関する情報：建物を契約の対象とする他の保険契約又は共済契約

[2] ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知義務事項等）

加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている事項が「通知事項」です。

ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく組合にご連絡ください。

ご通知がない場合には、ご契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

ご通知いただいた内容により、ご契約の変更を行いますが、変更ができない場合はご契約の全部又は一部を解除する場合があります。

【通知事項等】（加入申込書の☆印以外の事項）

- (1) 建物を譲渡する場合
- (2) 建物を解体、改築・増築、修繕又は構造変更する場合
- (3) 建物を30日以上無人又は空家にする場合
- (4) 建物が共済事故以外の原因により破損した場合
- (5) 共済目的を他の場所に移転する場合
- (6) 共済目的の危険が著しく増加した場合
- (7) 契約後に共済目的の価額が著しく減少した場合

2. 損害防止義務

- (1) ご加入者は共済目的について通常の管理や、事故が発生したとき又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。

- (2) 損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたものと認められる額を差し引く

ことがあります。

3. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- (2) 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとしたこと
- (3) 組合の契約者に対する信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があった場合

～ その他のご説明 ～

1. ご注意いただきたい事項

[1] 超過共済による共済金額の減額

- (1) ご契約の際に設定された共済金額が共済価額を超えていたことについて、ご加入者の善意でかつ重大な過失がなかった場合は、ご加入者はその超過する部分についてご契約日から取り消すことができます。
- (2) ご契約後に共済価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合は、ご加入者はその超過した部分について超過した時から先の期間について、共済金額の減額を請求することができます。

[2] 掛金等の返還・追加

- (1) 通知義務事項等により、契約内容の変更をする場合又は契約を解除する場合は、約款等に定められた規定により共済掛金等の過不足額について返還又は追加請求をいたします。
- (2) 解除の原因となった事由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

2. 事故が起こった際の手続き等

[1] 事故が起こった場合の手引き

- (1) 事故が発生した場合は、遅滞なく組合にご連絡ください。
- (2) 共済契約者は、組合から請求した「共済金請求書」などの必要な書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に組合に提出してください。
- (3) 組合は事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。事故の内容および損害の額等に応じ、必要な書類若しくは証拠の提出又は調査等にご協力いただくことがあります。
- (4) 事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、また正当な理由のなく損害調査の妨害、共済金の請求書類に不実の記載や変造した場合には、契約を解除することや共済金を支払わない場合があります。

[2] 共済金の支払い分担

ご契約された建物等に補償内容を同じくする他の共済又は保険契約があり、それぞれの契約の支払い額合計が「共済約款」に定める支払い限度額を超えるときは、「共済約款」に定める方法により共済金を分担してお支払いします。

[3] 共済金支払い後の共済契約

- (1) 損害割合（共済価額に対する損害額の割合）が80%以上の事故が発生したときは、共済金をお支払いした後、共済契約は消滅します。
- (2) 損害割合が80%未満の場合は、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

～ 個人情報に関する事項 ～

- (1) ご契約の内容、申込書記載事項やその他知り得た情報（以下「個人情報」といいます。）については、組合が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続、維持管理、各種サービスの提供、充実を行なうために利用（以下「利用目的」といいます。）します。また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
- (2) 組合は、共済金支払責任の一部を全国農業共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）の保険に付し、全国連合会は保険金支払責任の一部を全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）の再共済に付しているため、当組合は全国連合会及び全共連との間で個人情報を共同利用します。
- (3) 法令により必要と判断された場合、加入者、公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払い分担を行なう場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

～ 高齢者等への取組み ～

ご加入者が会話上の意思伝達・相互連携に支障がある場合は、理解力・判断力に応じ、よりきめ細やかな取組みを行います。

～ その他の事項 ～

本書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細またはご加入のお申し込み、共済掛金の納入、各種の通知など、ご不明な点がありましたら、お手数ですが最寄りの支所までお問い合わせ願います。

【お問い合わせ】



東部支所	☎ 0879-43-4121
高松支所	☎ 087-888-1146 ☎ 0120-58-1148
小豆出張所	☎ 0879-62-0694
中讃支所	☎ 0877-35-7735
三豊支所	☎ 0875-25-2482 ☎ 0120-031-304
本 所	☎ 087-888-2121